

鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の除却工事をする者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 鉄筋コンクリート塀、コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀（万年塀）及び組積（石、レンガ等）造の塀をいう。
- (2) ブロック塀等の除却 ブロック塀等、門柱及びこれらの基礎の一部又は全部を解体撤去することをいう。
- (3) 軽量なフェンス等 ブロック塀等以外の軽量なフェンスや門をいう。
- (4) 通学路 児童が小学校に通うため通行する道路の区間で学校長が定めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市内においてブロック塀等を所有し、又は管理する者（市から当該ブロック塀等が危険である旨の指導又は勧告を受けた者に限る。）であって、原則として交付決定通知日以降に工事に着手し、申請年度の1月末日までに工事を完了し、かつ、補助金の交付請求を行うことができる者とする。ただし次に掲げる者を除く。

- (1) ブロック塀等が存する土地の販売を目的としてブロック塀等を除却する者
- (2) 鎌倉市狭あい道路拡幅整備事業によりブロック塀等を除却する者
- (3) 当該ブロック塀等が設置されている場所において、この要綱に基づき補助金の交付を受けたことがある者

(補助金の交付対象基準)

第4条 補助金の交付対象となるブロック塀等又は軽量なフェンス等は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要であると認めたときは、この限りではない。

- (1) ブロック塀等は、申請者以外の第三者が通行する道路等に面し、延長が1メートル以上、かつ、高さが1メートル以上のもの（擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが1メートル以上、かつ、塀の高さが60センチメートル以上のもの）
- (2) 当該ブロック塀等の除却後に設置する軽量なフェンス等

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) ブロック塀等の塀部分は、別表に定める塀の種類に応じ、単位当たりの標準工事費の額に、除却工事する部分の見付面積（門柱又は控え壁がある場合は、その見付面積を加算する。）を乗じた額と当該ブロック塀等の除却工事の見積額とのいずれか少ない額に2分の1（鎌倉市立小学校の通学路（補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの）に面したブロック塀等については10分の9）を乗じて得た額とする。

(2) ブロック塀等のコンクリート又は鉄筋コンクリートの基礎部分は、別表に定める塀の種類に応じ、単位当たりの標準工事費の額に、除却する部分の延長（門柱又は控え壁がある場合は、その延長を加算する。）を乗じた額と当該基礎の除却工事の見積額とのいずれか少ない額に2分の1（鎌倉市立小学校の通学路（補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの）に面したブロック塀等については10分の9）を乗じて得た額とする。

(3) 軽量なフェンス等は、別表に定める単位当たりの標準工事費の額に、設置する部分の延長を乗じた額と当該軽量なフェンス等の設置工事の見積額とのいずれか少ない額に2分の1（鎌倉市立小学校の通学路（補助金交付申請を行う年度の4月1日時点のもの）に面した軽量なフェンス等については10分の9）を乗じて得た額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前に、危険ブロック塀等対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 案内図

(2) ブロック塀等又は軽量なフェンス等の位置、構造、延長及び高さを記入した見取り図

(3) 現況の写真

(4) ブロック塀等の除却工事又は軽量なフェンス等の設置工事の見積書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定・通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の変更又は取下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合及び工事予定額に変更が生じた場合、又は申請を取り下げる場合には、危険ブロック塀等対策事業補助金交付（変更・取下げ）申請書（第3号様式）を、変更にあつては変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定（変更・取下げ）通知）

第9条 市長は、前条の申請により交付決定の変更の承認、不承認又は取下げの承認を行った場合には、危険ブロック塀等対策事業補助金交付決定（変更・取下げ）通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（完了届）

第10条 第7条又は前条の規定により通知を受けた者は、第6条の申請にかかる工事が完了したときは、危険ブロック塀等対策事業工事完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、請求書は、請求金額、請求日等必要な事項を全て請

求者が記入したものでなければならない。

- (1) 工事完了後の写真
- (2) ブロック塀等の除却工事の領収書等の費用の支払いを確認できる書類の写し（軽量なフェンス等の設置がある場合は、当該工事の領収書等の費用の支払いを確認できる書類の写しを含む。）
- (3) 請求書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により危険ブロック塀等対策事業工事完了届の提出があったときは、当該工事完了の確認を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第12条 補助金の交付決定を受けた者及び補助金の交付を受けた者（以下「補助金受領者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事は専門の施工業者に依頼すること。
- (2) 原則として、ブロック塀を再築しないこと。
- (3) ブロック塀等除却後に建築基準法令に違反した建築物又は工作物を設置しないこと。

(補助金の交付決定の取消し、返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金受領者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請に不正行為があったとき。
- (2) 前条各号に規定する補助金の交付決定を受けた者及び補助金受領者の遵守事項に違反したとき。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月24日市長決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年11月5日市長決裁）

この要綱は、平成29年11月5日から施行する。

付 則（平成30年3月22日市長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月26日市長決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月12日市長決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月24日市長決裁）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条）

鎌倉市危険ブロック塀等対策事業・標準工事費の額

塀の種類	除却する部位	単位	単位当たりの標準工事費の額
コンクリートブロック塀	基礎	m	17,000 円
	塀	m ²	10,730 円
大谷石塀	基礎	m	21,150 円
	塀	m ²	26,150 円
鉄筋コンクリート組立塀（万年塀）	塀（基礎工事含む）	m ²	9,110 円
鉄筋コンクリート塀	塀（基礎工事含む）	m ²	19,730 円
レンガ塀	基礎	m	15,040 円
	塀	m ²	9,040 円

	単位	単位当たりの標準工事費の額
軽量なフェンス（基礎工事含む）	m	34,870 円